

「避難行動要支援者制度」

『防災ささえあい名簿』の
情報提供にかかる同意書について

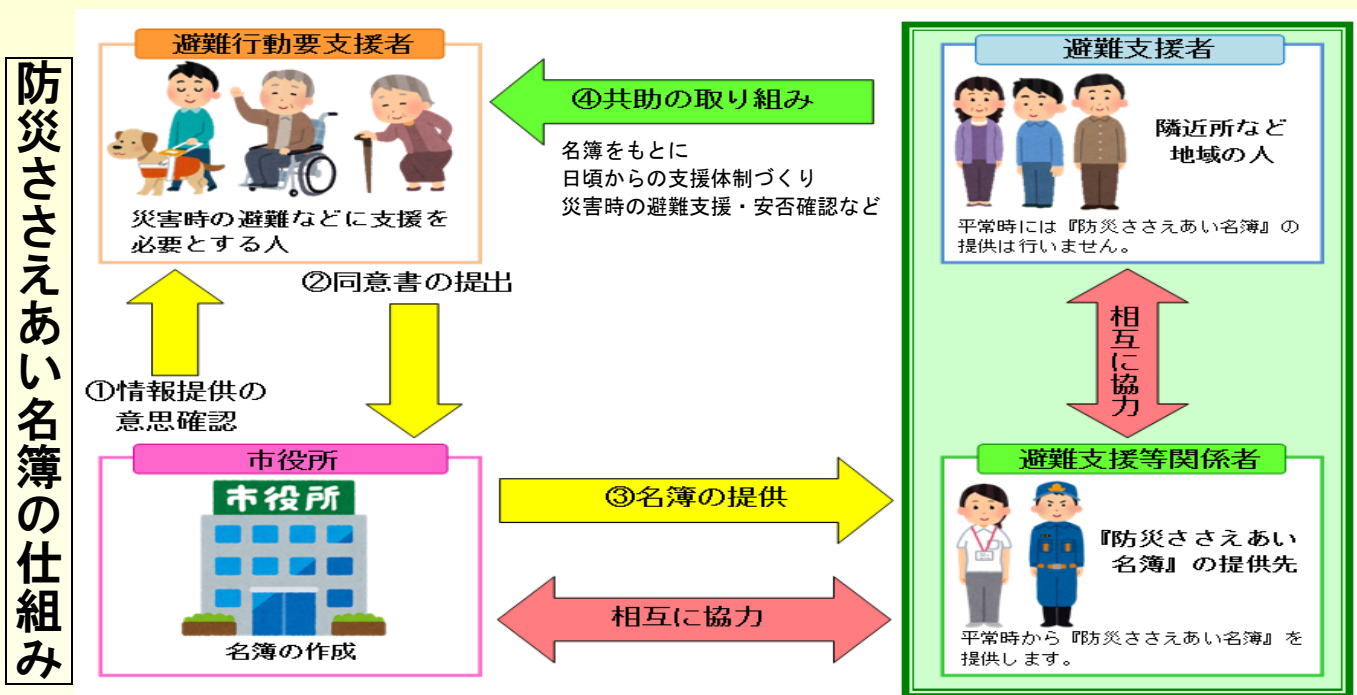
「災害時要援護者登録制度」から「避難行動要支援者制度」に変更になりました。

制 度
の 内 容

高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人（避難行動要支援者 ※1）のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき『防災ささえあい名簿』（※2）に登録し、避難支援等関係者（※3）に平常時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てる制度です。

下記の①～⑥に該当する人へは、（毎年11月頃）

市から『防災ささえあい名簿』の情報提供の意思確認のため同意書を送付します。



避難行動要支援者 該当要件(※1)

※施設・病院などへの長期入所・入院の人は対象外

在宅生活をしており、次の①～⑦のいずれかに該当する人

- ①75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
- ②要介護3以上の認定を受けている人
- ③身体障害者手帳（肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級）の交付を受けている人
- ④療育手帳（程度区分A1、A2）の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
- ⑥特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人
- ⑦これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

『防災ささえあい名簿』 該当要件(※2)

（上記の①～⑦のいずれかに該当する人のうち）
自分や家族の支援だけでは避難することが困難で、避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意をした人

避難支援等関係者（『防災ささえあい名簿』の提供先）（※3）

情報共有部署
消防本部

『防災ささえあい名簿』は、下記の機関に提供されます。

- 自治会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 警察
- 障害者相談支援センター（障害者手帳保持者のみ）
- 三重県聴覚障害者支援センター（聴覚障がいのある人のみ）

下記の機関には、平常時から『防災ささえあい名簿』の提供はせず、必要に応じて情報提供を行います。

- ◆介護サービス事業者
- ◆特定相談支援事業者（障害者手帳保持者のみ）

『防災ささえあい名簿』の記載内容

『防災ささえあい名簿』には、下記の内容が記載されます。

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 性別
- 連絡先（電話番号など）
- 避難支援等を必要とする事由（要介護度など）
- その他必要と認める事項



『防災ささえあい名簿』の活用について

『防災ささえあい名簿』は、災害時における避難支援や安否確認はもとより、避難支援等関係者の協力のもと、災害時の避難支援等が有効に機能するよう、平常時における取組（防災訓練や日頃からの見守りなど）に活用します。

『個別避難計画』の作成について

『個別避難計画』とは、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、『防災ささえあい名簿』に登録されている一人ひとりの具体的な支援の計画を作成し、この計画を平常時から地域の支援者と情報を共有し、災害発生時に備えておくものです。

計画の作成は、本人や家族などによる作成と地域の協力による作成がありますが、できる限り積極的な自助による作成をお願いします。

詳細は、市役所担当課までお問い合わせください。

※旧制度で個別避難計画を作成済みの人は、そのまま新制度の計画へ移行されます。



災害時に支援を必要とする人へ

支援を必要とする人も「**自分の身は自分で守る**」という「自助」の意識を持ち、自分でできることは日頃から準備をしておきましょう。

この制度（名簿）が、日頃から皆様と地域を繋ぐ架け橋となることで、災害時における迅速な避難支援等に繋がります。

日頃から地域の人と気軽に話ができる関係づくりや地域で行われる防災訓練などには、積極的に参加しましょう。



同意書の提出について

該当する人には、毎年 11 月頃送付します(注)

いざという時、避難行動などの支援を受けるためには、普段から避難支援等に携わる人と顔の見える関係を築いておくことが大切です。

そのための第 1 歩として、まずは支援を必要とする人の情報を地域にいる避難支援等関係者が把握しておく必要があります。

そうした個人情報(名簿)を平常時から提供するためには、支援を必要とする人からの同意が必要です。



同意書の同意内容を確認のうえ回答を記入し、必ず提出をしてください。

(注)「同意します」「同意しません」「施設入所等」で一度同意書を提出された人には、毎年同意書の送付はいたしません。
状況が変更になった場合は、市担当課までお申し出ください。

同意にあたっての注意

災害発生時には、提供された名簿の情報を利用して、災害発生時における避難行動などの支援を受ける可能性は高まりますが、

災害の状況により、必ずしも支援を受けられるとは限りません。

支援する側も、まずご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、可能な範囲での支援となります。支援を必要とする人も「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を持ち、日頃からできる範囲で、災害に対して備えておくことが大切です。

同意書を提出後、ご自身の状況に変更があった場合は、担当課までご連絡ください。

避難行動要支援者に該当する人

該当する人へ『防災ささえあい名簿』の提供先である避難支援等関係者に情報提供されることについての意思確認を行うため同意書を送付します。

旧「災害時要援護者登録制度」に登録済みの人

制度改正に伴い『防災ささえあい名簿』の提供先である避難支援等関係者に一部変更があるため、旧の災害時要援護者登録制度に登録されている人へも、再度、避難支援等関係者に情報提供されることについての意思確認を行うため同意書を送付します。

個人情報はどうに取り扱われるの？

名簿の情報は避難支援等に関する目的にのみ利用します。

名簿の提供を受けた者は、災害対策基本法により守秘義務が課せられており、目的以外での利用や名簿で知り得た情報を正当な理由がなく漏らすことはありません。

担当課	伊勢市役所	高齢者支援課	TEL (0596) 21-5559	e-mail	kourei@city.ise.mie.jp
		障がい福祉課	TEL (0596) 21-5558	e-mail	syougai@city.ise.mie.jp

★よくある質問について★



Q 『防災ささえあい名簿』に登録したい場合、どうすればいいですか？

A 同意書が届いている人は、同意書に必要事項を記入のうえ、市担当課まで必ず提出をしてください。
同意書がない人は、市担当課までお問い合わせください。

Q 同意書は、必ず提出しないとイケないの？

A はい。
同意書の各設問の該当するどちらかにチェック☑を入れ、市担当課まで必ず提出をしてください。

Q 名簿提供に同意したら、災害時に必ず支援してもらえるの？

A 平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することにより、災害発生時における避難行動などの支援を受ける可能性が高まります。
しかし、**災害発生時には支援する側もご自身やご家族の安全確保が最優先**となるため、**必ずしも避難行動などの支援が受けられるとは限りません**。
また、支援する側は法的な責任や義務を負うものではありません。
そのため、支援を受ける側も、日頃から自分のできることは自分で行うように心がけ、自分から周りの人々と良い関係をつくるなど災害時に備えましょう。

Q 名簿提供に同意しなかった場合や自分の状況に変更があった場合は、その後も同意はできないの？

「同意しません」と提出した後でも「同意します」に変更したい旨を申し出てください、再度同意書を提出していただければ、名簿に登録することができます。
また、自分の状況に変更があった場合も、担当課まで申し出てください、再度同意書を提出していただくことで、名簿に登録することができます。

Q 名簿提供に同意した後、施設などに入所した場合どうすればいいの？

A 施設・病院などへの長期入所・入院の人は対象外となりますので、担当課までご連絡ください。
在宅に戻られた場合は、もう一度同意書を提出していただくことで、名簿への登録は可能です。

Q 改正前の「災害時要援護者登録制度(災害時要援護者登録台帳)」と改正後の「避難行動要支援者制度(防災ささえあい名簿)」はどう違うの？

A 改正前の「災害時要援護者登録制度(災害時要援護者登録台帳)」は、災害発生時に支援を必要とする人からの手上げ方式(自分や家族などからの申請)により「災害時要援護者登録台帳」に登録をしていました。
改正後の「避難行動要支援者制度(防災ささえあい名簿)」は、これまでの手上げ方式に加え、一定の要件に該当する人に対し、市から同意書を送付し、その同意に基づき『防災ささえあい名簿』に登録をします。この名簿を平常時から提供することで、災害時の避難支援や安否確認などの支援につなげていきます。